

ずっと固定金利の安心 【フラット35】

Support
NEWS

2022

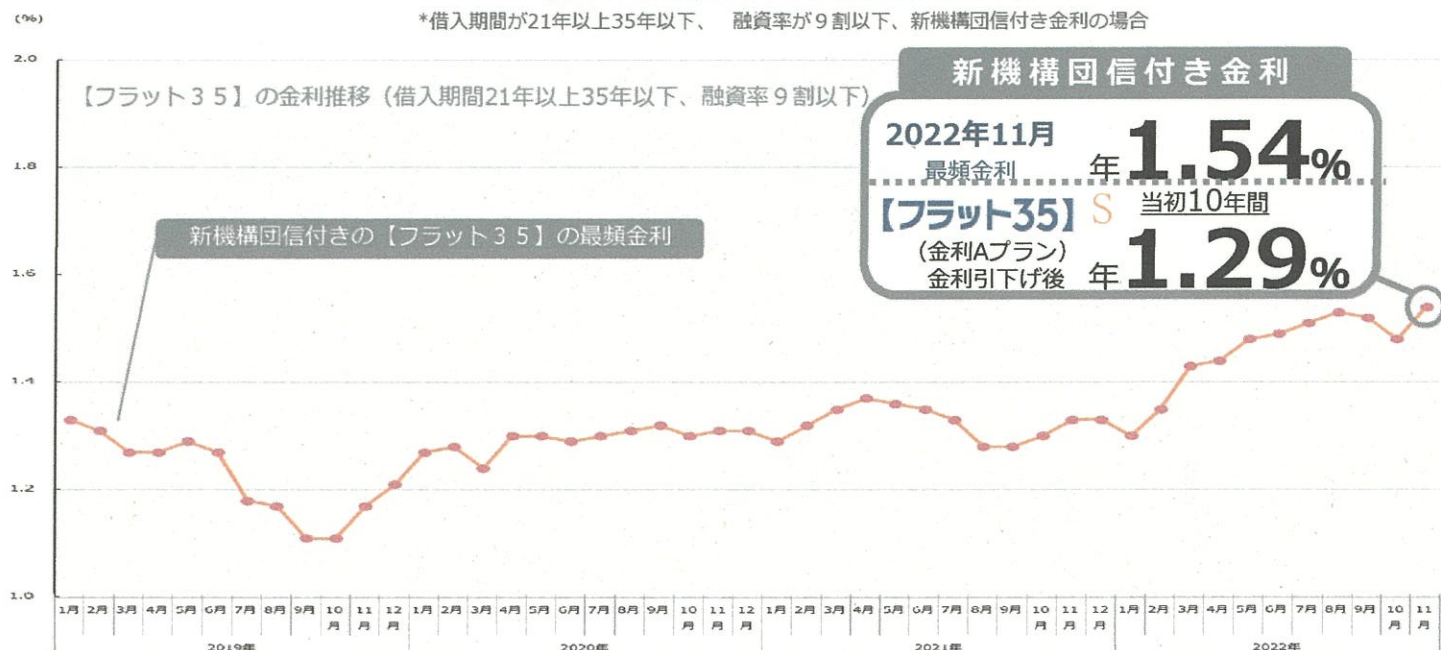
11

2022年11月
さいひん
最頻金利 年 **1.54**

最低金利 年 1.54%

最高金利 年 2.99%

*借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合



2022年11月 新機構団信付き借入金利	借入期間	融資率 9割以下		融資率 9割超	
		最頻金利	最低金利～最高金利	最頻金利	最低金利～最高金利
【フラット20】	20年以下	年 1.38 %	年 1.38 ~ 2.83 %	年 1.64 %	年 1.64 ~ 3.09 %
【フラット35】	21年以上 35年以下	年 1.54 %	年 1.54 ~ 2.99 %	年 1.80 %	年 1.80 ~ 3.25 %

- 【フラット20】とは、【フラット35】のうち、15年以上20年以下の借入期間を選択していただく場合をいいます。
- 借入期間が15年（申込みご本人または連帯債務者が満60歳以上の場合10年）より短くなる場合は、借入対象となりません。
- 20年以下の借入期間を選択した場合は、原則として、返済途中で借入期間を21年以上に変更できません。

●最頻金利とは取扱金融機関が提供する最も多い金利、最低金利とは取扱金融機関が提供する最も低い金利、最高金利とは取扱金融機関が提供する最も高い金利をいいます。●融資率とは建設費・購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●【フラット35】の借入金利は、申込時ではなく、資金受取時の金利となります。なお、金利は毎月見直しを行います。●借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります。●掲載している借入金利は、新機構団信付きの【フラット35】の借入金利です。加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利は異なります（新機構団信（デュエット（夫婦連生団信））の場合は+0.18%、3大疾病・介護保障も保障範囲とした新3大疾病付機構団信の場合は+0.24%、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は+0.2%）。

お客さまコールセンター



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

www.flat35.com

0120-0860-35



通話
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始除く。）
営業時間 9:00 ~ 17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号へおかけください。Tel 048-615-0420（通話料金が掛かります。）



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際ににお住まいになっていることを定期的に確認しています。

※【フラット35】には買取型と保証型の2種類がありますが、本資料では特に断りのない限り、買取型について記載しています。

●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分に係るものを除きます。）以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さまの負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、借入金利が異なります。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬など）は、お客さまの負担となります。●借入対象となる住宅については、火災保険（損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただきます。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35】はご利用いただけます。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。●借換えのための【フラット35】を申込みされる方は、融資率が9割を超える場合でも、融資率が9割以下の借入金利が適用されます。●【フラット35】S・【フラット35】リノベ・【フラット35】地域連携型・【フラット35】地方移住支援型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】S等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。

（2022年11月現在）